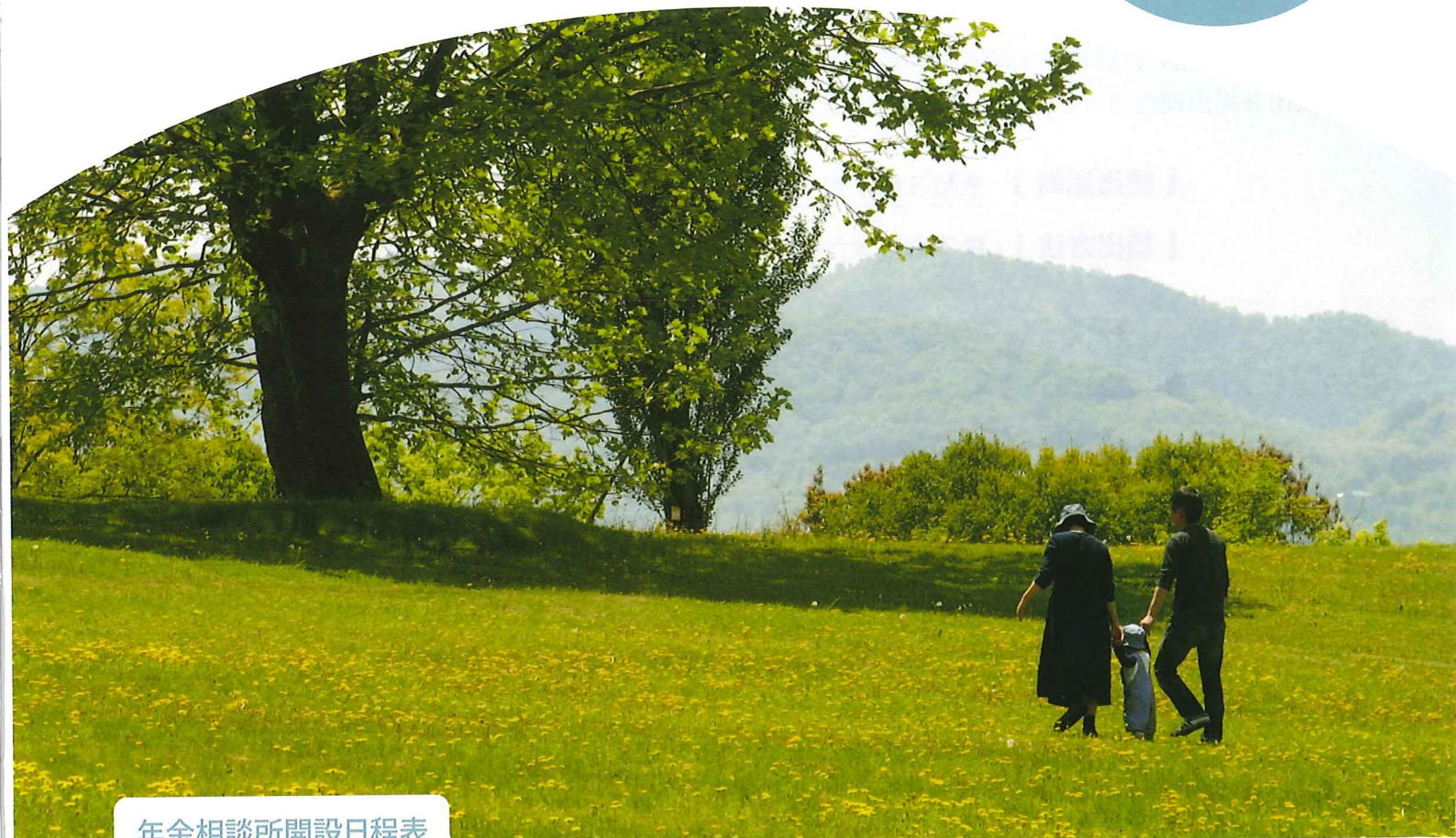




年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所
木津川市	6月23日(水)	7月28日(水)	10:00～16:00	木津川市庁舎北別館
八幡市	6月25日(金)	7月16日(金)	10:00～16:00	八幡市文化センター

京都南年金事務所

電話予約 TEL 075-643-2620 【平日 8:30～17:15】

●舞鶴年金事務所

※いずれの会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所
福知山市	6月3日(木)	7月1日(木)	10:15～15:45	福知山市役所
京丹後市	6月10日(木)	7月8日(木)	10:45～15:30	アグリセンター大宮
福知山市	6月17日(木)	7月15日(木)	10:15～15:45	中丹勤労者福祉会館
京丹後市	6月24日(木)	7月29日(木)	10:45～15:30	峰山総合福祉センター

舞鶴年金事務所

電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30～17:15】

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※出張相談につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止となる場合がありますので、予めご了承ください。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

- ① 予約電話にご連絡ください。
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)
- ② 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- ③ ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)

※相談当日は、予約時間の「5分前」までにお越しください。

※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 令和3年度 算定基礎届(定時決定)について 2

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 健診を受けただけではもったいない！
健康サポート(特定保健指導)をご利用ください！ 3
- 医療費が高額になりそうときは・・・ 4
限度額適用認定証をご利用ください

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

令和3年度 算定基礎届(定時決定)について

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。
今年度の「算定基礎届」につきましては、令和3年6月中旬より、順次、事業主様へ送付いたします。
「算定基礎届」に同封の「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出と提出期間内のご提出をお願いいたします。

【提出期間】 令和3年7月1日（木）～令和3年7月12日（月）

【提出方法】 電子申請または郵送（同封の返信用封筒をご利用ください。）

令和3年4月から算定基礎届等に係る総括表が廃止となりました

厚生年金保険の適用事業所に係る事業主の皆様の事務手続きの利便性の向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付いただいていた総括表を廃止しました。

《 廃止となった総括表 》

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表

令和3年4月から賞与不支給報告書を新設しました

日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上の被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書をご提出ください。

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

※ 不支給の場合は賞与支払届の提出は不要です。

※ 新設する不支給報告書の様式は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

なお、支払予定月に登録している事業所様には、支払予定月の前月に届出用紙をお送りします。

日本年金機構

上 京年金事務所 ☎ 075-415-1165
中 京年金事務所 ☎ 075-251-1165
下 京年金事務所 ☎ 075-341-1165

京都南年金事務所 ☎ 075-644-1165
京都西年金事務所 ☎ 075-323-1170
舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165

健診を受けただけではもったいない！ 健康サポート（特定保健指導）をご利用ください！

健診受診後の従業員様のフォローにお困りではありませんか？健康サポート（特定保健指導）をご利用いただければ、保健師・管理栄養士が生活習慣改善のお手伝いをします。

健康サポート（特定保健指導）とは？

健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方へ、保健師・管理栄養士が面談により食事内容や運動等に関するアドバイスを行うことで、生活習慣を改善するためのサポートです（無料）。



健康サポート（特定保健指導）を受けると、こんなメリットがあります！

対象者の方

- ✓ 健診結果の見方がわかる！
- ✓ 生活習慣の改善方法が見つかる！
- ✓ 電話や手紙などで継続的なサポートを受けられる！
- ✓ 生活習慣病の予防につながる！



事業所様

- 生活習慣改善により従業員様の健康度が上がり、
- ✓ 病気休業による労働損失のリスクの軽減が期待できる！
- ✓ 医療費が抑制されることで、長期的には保険料負担の軽減につながる！

初回面談の
時間は
30分程度！

方法は4つ
あります

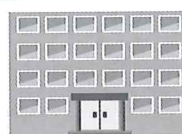
① 健診機関で面談 (健診を受けた 当日または後日)

面談を受けられる
健診機関はホーム
ページでご確認
ください▶▶▶



② 事業所で面談

保健師・管理栄養士が
事業所へ訪問します。



③ 協会けんぽ京都支部へ 来ていただいて面談



④ パソコン等を利用 して遠隔で面談



対象となる方の事業所へご案内を送りしています

※協会けんぽが委託している専門機関・医療機関がご案内する場合もあります。

従業員様の健康づくりのため、ご案内が届きましたら、健康サポート（特定保健指導）の実施にご協力ください！



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/>

協会けんぽ 京都

検索

【保健グループ ☎ 075-256-8635】

ホームページ
はこちら



事業主の皆さまへ

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

医療費が高額になりそうなときは…

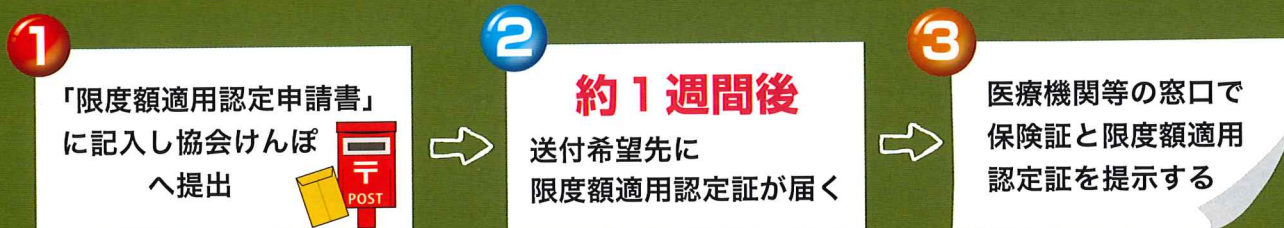
限度額適用認定証をご利用ください



入院、通院等で高額な診療を受ける場合、「限度額適用認定証」と「保険証」を医療機関の窓口へ提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えられます。

《限度額適用認定証利用の流れ》

限度額認定証の送付には1週間程度かかりますので日程に余裕をもってご提出ください。



《70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証について》

70歳以上75歳未満の方で高齢受給者証の「一部負担割合」が「3割」と記載されている方のうち、被保険者の標準報酬月額が「28万～79万円」の方は、限度額適用認定証の申請が必要です。

所得区分が上記以外の方は、①健康保険証 ②高齢受給者証の2点を医療機関に提示することで、窓口の支払いが自己負担限度額までに抑えられます。

●【お問い合わせ先 業務グループ】 075-256-8631 ●

【ご注意ください】

マイナンバーカードの保険証・限度額適用認定証等としてのご利用について

マイナンバーカードを健康保険証・限度額適用認定証等として利用できる試験運用が開始されているところですが、利用開始時期は医療機関・薬局によって異なります。当面の間、医療機関・薬局をご受診の際は健康保険証・限度額適用認定証等も併せてご持参いただきますようお願いいたします。

利用できる医療機関については、事前に厚生労働省、または、社会保険診療報酬支払基金のホームページにてご確認ください。



厚生労働省HP



本格運用が開始するまでの間に、お早めにマイナンバーカードの利用申込をしましょう！

マイナンバーカードの利用
申込に関するお問い合わせは

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4」→「2」の順にお進みください。
【受付】平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/>

協会けんぽ 京都

検索

ホームページ
はこちら



■ 京都府社会保険協会のホームページ <https://www.shaho-kyoto.or.jp>

発行／(一財)京都府社会保険協会
京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1
北川ビル3階
TEL.075-251-1190

職場内で回覧しましょう